

宮城県監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和7年5月から6月までに実施した一般会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和7年9月12日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	宮川	耕一

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○教育庁	
地方機関	
仙台向山高等学校	6月4日
仙台南高等学校	6月4日
名取北高等学校	6月11日
石巻西高等学校	6月3日
東松島高等学校	6月3日
田尻さくら高等学校	5月30日
石巻工業高等学校	6月13日
第二工業高等学校	6月11日
石巻支援学校	6月13日
支援学校小牛田高等学園	5月30日

2 監査結果

令和6年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合规性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

（1）名取北高等学校

私費会計において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

グラウンド整備について、県が公費で実施すべきところ、団体の施工により私費で実施したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 990,550円